

厚岸町規則第14号

厚岸町一般不妊治療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町一般不妊治療費助成規則の一部を改正する規則

厚岸町一般不妊治療費助成規則（令和2年厚岸町規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「夫婦」を「者」に改める。

第3条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 婚姻をしている夫婦又は届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下これらを「夫婦」という。）

第5条中第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 戸籍謄本（発行日から3月以内のもの）
- (4) 住民票謄本（記載事項（個人番号を除く。）の省略していないもの（発行日から3月以内のもの））
- (5) 第3条第1号に規定する夫婦のうち、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、事実婚関係に関する申立書（別記様式第3号）

第6条第1項中「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に改める。

別記様式第3号を別記様式第4号とし、別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号（第5条関係）

事実婚関係に関する申立書

年 月 日

厚岸町長 様

下記2名については、事実婚関係にあります。

また、不妊治療によって生まれた子については認知します。

- ① 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

- ② 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

※別世帯になっている理由

(①と②が別世帯となっている場合には記入)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年1月1日以降に終了した治療を対象として適用する。